

株主の皆様へ

株式会社コナカ

第52期(2025年9月期)中間配当の税務上の取扱いに関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、第52期(2025年9月期)中間配当として、1株当たり5円の配当金のお支払いを実施することになりました。

今回の配当金は、「その他資本剰余金」を原資としており、「利益剰余金」を原資とする従来の配当とは税務上の取扱いが異なるため、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

下記1.に記載のとおり、今回の配当金は全額が「その他資本剰余金」からの配当となり、税務上の「資本の払戻し」に該当します。今回の配当は、所得区分が「みなし配当」部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれ、「みなし配当」部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」の部分については、「みなし譲渡損益」が発生することとなり、税務上の配当所得には当たらないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意くださいようお願いいたします。

なお、株主の皆様が保有されている当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、下記の「今回の配当金の税務上の取扱いについて」をご高覧のうえ、お手数をおかけいたしますが、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬具

記

今回の配当金の税務上の取扱いについて

1. 今回の配当金の所得区分について(所得税法第24条、第25条等)

- 今回の配当金は全額が「その他資本剰余金」からの配当になります。税法上、資本剰余金からの配当は資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、資本金等の額以外の金額からなる部分が「みなし配当」とされます。
- 「みなし配当」に該当する部分は、税務上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収をさせていただいております。
- 税法では、「資本の払戻し」は株主の皆様が保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされるため、税務上「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

2. みなし譲渡損益について(租税特別措置法第37条の11)

- 税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
- 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。

今回の配当では、みなし配当額に相当する金額は「0.5553290401円」、純資産減少割合は「0.005」となります。

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 (「0.5553290401円」)
②取得価額	-	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (「0.005」)
③みなし譲渡損益	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

【例】当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合

- ①収入金額とみなされる金額
= 5円(1株当たり配当額) × 100株 - 0.5553290401円 × 100株 = 444円(円未満切り捨て)
- ②取得価額 = (1,000円 × 100株) × 0.005(純資産減少割合) = 500円
- ③みなし譲渡損益 = 444円(①) - 500円(②) = △56円(計算結果がマイナスの場合はみなし譲渡損です。)

※具体的なみなし譲渡損益の計算については、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

3. 取得価額のお取扱いについて(所得税法施行令第114条第1項)

- 税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
 - 調整式は以下のとおりとなります。(純資産減少割合は「0.005」となります。)
- 「特定口座」をご利用でない場合は、以下の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

		1株当たりの調整金額	
②1株当たりの 新しい取得価額	=	1株当たりの 従前の取得価額	- (1株当たりの 従前の取得価額 × 純資産減少割合 (「0.005」))

【例】当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合

- ①1株当たりの調整金額 = 1,000円 × 0.005(純資産減少割合) = 5円
- ②1株当たりの新しい取得価額 = 1,000円 - 5円(①) = 995円
- ③新しい取得価額 = 995円(②) × 100株 = 99,500円

※証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の間接調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご相談ください。

4. 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合(資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合)	0.005 (小数点以下第3位未満切り上げ)

5. 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	2025年6月16日
その支払いに係る基準日における発行済株式の総数 (自己株式を除く)	33,666,588株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0.5553290401円 (小数点以下第10位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合(資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第4号に規定する割合)	0.005 (小数点以下第3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本等の額	149,636,906円

6. その他の参考情報

今回の配当(「利益剰余金」を原資とせず「資本剰余金」を原資とする)に伴い、株主の皆様において通常(「利益剰余金」を原資とする配当)と異なる処理が必要となる事項について

(1)「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象に含まれるかどうか、お取引の証券会社にご確認いただきますようお願いいたします。

(2)「取得価額」の調整が必要になります。

一般的には、お取引の証券会社が取得価額の調整を行いますが、証券会社によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社までご相談ください。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々のご事情によって異なりますことから、すべてを網羅するわけではございません。ご不明な点につきましては、末筆のご照会先までご相談くださいますようお願い申し上げます。

このお知らせは、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

なお、このお知らせは、当社ホームページ上にも掲載いたします。

掲載先：<https://www.konaka.co.jp>

本件に関するご照会先

(1) 取得価額の調整に関する具体的なご照会

お取引の証券会社または最寄りの税務署にご相談ください。

(2) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) その他株式に関するご照会

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-232-711 (フリーダイヤル)

受付時間(土・日・祝日等を除く平日)9：00～17：00

以上